

重要なお知らせ

令和4年10月から初診時・再診時選定療養費
が変更となります。

選定療養費とは「初期の治療は地域の医院やかかりつけ医で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度です。

当院は400床の地域医療支援病院であり、紹介状なしで受診した患者さんから定額負担を徴収しなければなりません。

令和4年4月の診療報酬改定により、令和4年10月からの選定療養費が下記のとおり変更となりますのでお知らせ致します。

初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された場合

令和4年9月30日まで

5,500円(税込)



令和4年10月1日より

7,700円(税込)

以下の場合も選定療養費を徴収いたしますので、ご了承ください。

- ・新型コロナウイルスの感染が疑われる患者さんが「受診・相談センター」または保健所等において、複数の医療機関の案内を受け、その中から小倉医療センターを選択された場合
- ・新型コロナウイルスの感染が疑われる患者さんが、都道府県等が設置する「受診・相談センター」等の案内によらず、ご自身で自治体のホームページを閲覧するなどして、小倉医療センターを選択された場合

再診時選定療養費

当院より他の病院・診療所等に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当院を受診された場合

令和4年9月30日まで

2,750円(税込)



令和4年10月1日より

3,300円(税込)

※受診の都度ご負担となります。

徴収の対象とならない場合は次頁

再診時選定療養費

当院より他の病院・診療所等に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当院を受診された場合

【選定療養費の徴収の対象とならない場合】

原則

：他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちいただいた場合

例外：

- ・国の公費負担医療制度の受給対象の方
 - ・地方単独の公費負担医療
 - ・エイズ拠点病院におけるHIV感染者の方
 - ・自施設の他の診療科を受診している患者さん
 - ・医科と歯科との間で院内紹介された患者さん
 - ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者さん
 - ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者さん
 - ・外来受診から継続して入院した患者さん
 - ・地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者さん
 - ・治験協力者である患者さん
 - ・災害により被害を受けた患者さん
 - ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者さん
 - ・その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者さん
- （急を要しない時間外の受診及び予約受診等、患者さんの都合により受診する場合を除く）